

広島逋信病院旧外来棟展示整備業務 仕様書

1 業務名

広島逋信病院旧外来棟展示整備業務

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

広島逋信病院旧外来棟(広島市中区東白島町19-16)

4 業務の目的

被爆建物である広島逋信病院旧外来棟について、逋信病院開設時の様子や、被爆後の惨状、同院の救護・医療活動の様子を伝える施設として整備し、国内外の人々に広く被爆の実相を伝える。

5 業務内容

受注者に委託する業務の概要は、「広島逋信病院旧外来棟展示整備実施設計業務実施設計図」に基づき、別途発注する予定の施設整備業務との連携・調整を図りながら、以下の業務を行う。

(1) 直接仮設

造作整備及び設置に伴う墨出しや建物の養生等を行う。

(2) 展示内装・造作、展示ケース、グラフィック・案内サイン等の整備及び設置(附属する展示パーツ及び備品も含む。)

(3) 模型、造形、複製品の整備及び設置

複製品の製作に際しては、平和記念資料館学芸展示課より支給する画像を検証し、再現する作業を含むものとする。

(4) ガイダンスシアター内映像システム、映像コンテンツの整備及び設置

映像コンテンツは、建築図面建具表、仕様書等に基づく建物全体の3Dパースの作成を含むものとする。

(5) 電気設備の設置

演出照明器具設備等の設置等を行う。

(6) 関連工事との調整

現場での作業時期など、業務実施に必要な調整を行う。

(7) 取扱説明書等の作成

展示機器・設備の取扱説明書及び保守点検仕様書並びに保守・点検・更新に要する費用の積算書の作成を行う。

(8) その他

展示の構成及びその手法の整理を行う。

6 提出種類

(1) 委託業務実施計画書等

契約締結後、速やかに次の書類を発注者に提出し、その承認を得なければならない。

ア 実施計画書(業務工程表含む。)

イ 現場代理人、監理技術者届

※上記書類に変更が生じた場合は、速やかに変更届等を発注者に提出し、承認を得ること。

(2) 委託業務実施報告書

次の期限までに委託業務実施報告書を提出し、検査を受けること。

令和8年3月31日

7 業務実施上の留意事項

- (1) 現場施工の際は、現場代理人が現場に常駐し、業務の監理監督を行うこと。
- (2) 監理技術者を1名以上配置すること。
- (3) 現場代理人と監理技術者は兼ねることができる。
なお、現場代理人とは広島市委託契約約款の現場責任者となる。
- (4) 現場代理人及び監理技術者は、開札日において、応札者と直接的な恒常的な雇用関係（開札日以前3か月以上の雇用期間が必要。）にある者とする。
- (5) 本仕様書及び設計図書でいう監督職員とは、広島市市民局国際平和推進部平和推進課の職員をいう。
- (6) 本業務に関わる内容は、広島平和記念資料館学芸展示課職員と調整した上で作成すること。
- (7) 展示構成や展示手法など「広島通信病院旧外来棟展示整備実施設計業務実施設計図」から見直しが必要な場合は、監督職員や広島平和記念資料館学芸展示課職員と協議し、調整したうえで行うこと。
- (8) 受注者の現場の監理は、労働基準法、労働安全衛生規則、その他関係法規に従い、現場の労働者他の出入りの監督、風紀衛生の取り締まり、場内の整理整頓、並びに、火災、盗難などの事故防止について遺漏のないようにする。
また、現場の監理にあたっては、個人情報保護、労務管理、火気取締など必要な責任者を定め、管理体制を確立するものとする。
- (9) 受注者は、関係法規に従い、製作物の製作・設置に伴う災害及び公害の予防措置を事前に講ずる。工事に伴う災害及び公害の予防措置に関しての特記のある場合はそれに従う。
また、監督職員から支給、または、第三者などから借用する資料・写真などの保全については万全を期し、必要に応じて保険に加入する。
- (10) 本業務の履行期間中、受注者は建設・設備工事の実施者との事務協議（工事の進捗に合わせ、適宜開催予定。）に同席し、必要な調整を図りながら業務に従事すること。
- (11) 受注者は、既存建築物・工作物・植栽など、準備・製作済みの展示資料・設備・物品など未使用材などで、汚染または損傷の恐れのあるものについては、適切な方法で保護・養生すること。
また、現場業務の履行に際し、業務対象範囲内外の後片付け、清掃を入念に行い、発生した廃棄物などについては、関係法規に従い適切に処理する。
- (12) 受注者は、グラフィック・サイン及び映像コンテンツの制作にあたり、使用素材及びその著作権使用料（初期費用・更新費用）の調査と使用に係る事務処理を行う。
- (13) 製作・施工に必要な官公署ほか関係機関への手続については、受注者が遅滞なく行う。これらの手続に要する経費は受注者の負担とする。なお、公文書が必要な場合は、監督職員と協議する。
- (14) 製作・施工の記録や写真、試運転の結果や資料、その他必要な記録については、常に整備し、必要に応じて監督職員の確認を受ける。
監督職員、官公署、関係部署などと協議した事項については、これを記録して遅滞なく発注者に提出する。ただし、軽微な事項は、監督職員の了解を得て省略することができる。

8 成果品

受注者は、展示整備業務完了後、遅滞なく、次の成果品を発注者に引き渡す。なお、(1)～(11)の項目のうち、デジタルデータがあるものについては、そのデータを提出する。

- | | |
|--|----|
| (1) 協議記録書 | 1部 |
| (2) 展示品・展示施設製作・設置工事（付属品を含む。） | 1式 |
| (3) 施工図 | 2部 |
| (4) 竣工図 | 2部 |
| (5) 成果品台帳 | 2部 |
| (6) 竣工写真（アルバムに整理。またはフィルム及びデジタルデータを含む。） | 1式 |

(7) 機器・設備の鍵（予備鍵、鍵リスト及び平面図を含む。）	1 式
(8) 機器・設備の取扱説明書・保証書・予備品	1 式
(9) 機器・設備の保守点検仕様書及び保守・点検・更新に要する費用積算書	2 部
(10) 工事月報・工程表など工事関係書類	1 式
(11) 工事写真	1 式
(12) その他、協議の上、監督職員が指定するもの	

9 その他

- (1) 本業務は、委託契約約款及び本仕様書（「設計図書」を含む。）によるほか、適用を受ける関係法令を遵守し、監督職員の指示により実施する。
- (2) 業務の一部を別の業者に下請発注するときは、原則として市内に本店又は支店を有する業者に発注すること。なお、やむを得ず市内に本店又は支店を有する業者以外に発注する場合には、あらかじめ別に定める様式により理由書を提出し、承認を得ること。
- (3) 受注者は、本業務に関連する他業務との綿密な連携を図るための発注者の内部調整等に協力すること。
- (4) 成果品に係る所有権は、発注者に帰属するものとする。
- (5) 本業務により新規に発生した著作権はすべて（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定された権利も含む。）発注者に帰属する。以後、発注者が成果品の本旨をゆがめない範囲で変更等を行っても、受注者は異議を申し立てないものとする。
ただし、第三者が有する権利については受注者と発注者で協議すること。
- (6) 履行期間中に受注者に帰すべき理由により不具合が生じた場合は、誠意をもって対応すること。なお、この場合に必要な経費は受注者の負担とする。
- (7) 電子納品について
 - ア 本業務は、電子納品対象業務とする。
 - イ 電子納品とは、公共事業における調査、設計、工事など各業務段階の成果物を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引」（以下「手引」という。）に基づいて作成したものを指す。
 - ウ 成果物は、「手引」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R を原則とする。）で 2 部、電子データの印刷物（簡易製本）2 部、原図（成果物として指定のある場合。）一式を提出すること。
 - エ 電子納品に当たっては、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で提出すること。
- (8) 発注者は、成果物の引渡しを受けた日から 1 年以内に、当該成果物に契約不適合があることが発見されたときは、受注者に対して、相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- (9) 発注者又は受注者は、契約期間内で契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託契約金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して委託契約金額の変更について協議することができる。
- (10) 仕様書に定めのない事項の取扱い
発注者及び受注者で協議の上、定めるものとする。

